

伊 勢 市 公 報

第 186 号
平成 25 年 8 月 5 日
月 曜 日

目 次

頁

規 則

- 伊勢市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則 2
- 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則及び伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則 4

上下水道事業管理規程

- 伊勢市上下水道企業職員の給与の臨時特例に関する規程 23

病院事業管理規程

- 伊勢市病院企業職員の給与の臨時特例に関する規程 25

告 示

- 平成 25 年度補正予算の要領について 28
- 地質調査の実施について 36
- 地縁団体の認可について 37
- 違法放置物件の保管について 39
- 違法放置物件の保管について 40
- 違法放置物件の保管について 41

公 告

- 犬の抑留について 42
- 農用地利用集積計画について 43

公 表

- 平成 24 年度定期監査等結果に対する措置状況について 44

伊勢市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 22 号

伊勢市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）の給与の支給額を減額するため、伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号。以下「規則」という。）の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 特例期間においては、規則第 4 条に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員に対する給料月額（規則附則第 7 項の規定により給料として支給される額を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) その職務の級が 3 級以下の職員 100 分の 3.1
- (2) その職務の級が 4 級以上の職員 100 分の 4.96

(伊勢市職員給与条例等の例による事項の特例)

第 3 条 特例期間においては、規則第 3 条の規定の適用については、同条中「伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）」とあるのは、「伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）、伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 22 号）」とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則及び伊勢市市民カード

の交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則及び伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本庁」を「本庁、総合支所」に改める。

第9条中「印鑑登録カード亡失届」を「☐いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届 ☐いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号廃止申請書」に改める。

第10条中「印鑑登録廃止申請書」を「☐いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届 ☐いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号廃止申請書」に改める。

第16条第2項中「印鑑登録カード暗証番号登録申請書」を「☐いせ市民カード交付申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号登録申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第3条に規定する印鑑登録の申請と暗証番号の登録を同時に行うときは、☐いせ市民カード交付申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号登録（変更）申請書（様式第13号）によるものとする。

第17条第1項中「印鑑登録カード暗証番号変更申請書」を「☐いせ市民カード交付申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号登録申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書」に改める。

第18条第1項中「印鑑登録カード暗証番号廃止申請書」を「☐いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届 ☐いせ市民カード（印鑑登録）廃

止申請書 □印鑑登録カード暗証番号廃止申請書」に改める。

様式第1号中「□パスポート □その他（ ）」を「□パスポート □在留カード □特永証 □住基カード（写真付き） □その他（ ）」に、「□回答書（保・介・医・キャ・クレ・口質（ ））」を「□回答書（保・介・医・口質（ ））」に改める。

様式第4号中「ご本人」を「御本人」に、「ご自身」を「御自身」に、「ご注意」を「御注意」に改める。

様式第5号（裏）を次のように改める。

（裏）

注意事項

- 1 このカードにより、自動交付機で住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けることができます。ただし、暗証番号が必要です。また、暗証番号は他人に知られないように注意してください。
- 2 窓口で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、必ずこのカードと窓口に来た方の本人確認書類を提示してください。
- 3 このカードを紛失したり、盗難にあわれたり、その他の事故が発生したときは、直ちに市役所へ届け出てください。
- 4 改印、転出、死亡等でこのカードを廃止するときは、このカードを市役所へお返してください。
- 5 このカードを折り曲げたり、磁気近づけたりしないでください。

本人識別欄

伊勢市役所 （担当課名） （電話番号）

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第9条、第10条、第18条関係）

- ☐ いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届
☐ いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書
☐ 印鑑登録カード暗証番号廃止申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請（届出）します。

年 月 日

申請者

住 所 伊勢市

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

* 代理人による申請のときは記入してください。

代 理 人 住 所
氏 名

代理の方に印鑑登録の廃止を依頼される方へ

- いせ市民カード（印鑑登録カード・印鑑登録手帳）をお持ちの場合
いせ市民カード（印鑑登録カード・印鑑登録手帳）を代理の方にお預けください。
- カード・手帳を紛失された場合
この用紙の下欄「代理権授与通知書」を、登録者本人が記入・押印の上、登録印とともに代理の方にお預けください。
- カード、手帳、登録印ともに紛失された場合
窓口で御相談ください。

代 理 権 授 与 通 知 書

代 理 人 住 所
氏 名

上記の者を代理人として、申請権限を委任しましたので通知します。

登録印鑑

（宛先）伊勢市長

本 人 住 所
氏 名

申請理由	
☐ 印鑑	☐ 登録カード（証）
☐ 紛失	☐ 盗難 ☐ 破損
☐ 改印	☐ その他（ ）

印鑑登録カード回収
☐ 有 ☐ 無

処 理 日
・ ・

登録番号

抹 消 通 知 日
・ ・

本人の確認
☐ 免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 特永証 ☐ 住基カード（写真付き） ☐ その他（郵送 ）

確認者

様式第10号中

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

	性 別	
--	-----	--

を

」

生 年 月 日	
備 考	

年 月 日	性 別	

に改める。

」

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第16条、第17条関係）

- ☐ いせ市民カード交付申請書
☐ 印鑑登録カード暗証番号登録申請書
☐ いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。

年 月 日

申 請 者

住 所 伊勢市

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

住民票用

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

印鑑登録証明書用（印鑑登録してある方のみ記入）

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

本人の確認

- ☐ 免許証
☐ パスポート
☐ 在留カード
☐ 特永証
☐ 住基カード（写真付き）
☐ 回答書

（ 保・介・医・口質 ）
（ ）

☐ その他（ ）

確認者

申請理由（暗証番号変更申請の方のみ記入してください。）

- ☐ 暗証番号を忘れたため
☐ 暗証番号を第三者に知られたため
☐ その他（ ）

登 録 番 号

受 領 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

いせ市民カード（印鑑登録カード）（登録番号 ）
を受領しました。

住 所

氏 名

連絡先

電話 （ ）

（☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ 携帯 ）

照 会 書 発 送

・ ・

回 答 期 限 日

・ ・

登録番号入力日

・ ・

交 付 日

・ ・

様式第12号の次に次の1様式を加える。

様式第13号（第16条関係）

- ☐いせ市民カード交付申請書
☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号登録（変更）申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。

年 月 日

申 請 者

住 所 伊勢市

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別

男 ・ 女

住民票用

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

印鑑登録証明書用（印鑑登録してある方のみ記入）

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

本人の確認

- ☐免許証
☐パスポート
☐在留カード
☐特永証
☐住基カード（写真付き）
☐回答書

（ 保 ・ 介 ・ 医 ・ 口 質 ）
（ ）

☐その他（ ）

確 認 者

登 録 番 号

照 会 書 発 送

・ ・

回 答 期 限 日

・ ・

登録番号入力日

・ ・

(伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市市民カードの交付等に関する規則（平成17年伊勢市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び登録原票記載事項証明書」を削る。

第2条中「いせ市民カード」を「いせ市民カード（様式第1号）」に改める。

第4条第1項中「いせ市民カード交付申請書」を「☐いせ市民カード交付申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号登録申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書（様式第2号）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号。以下「印鑑条例」という。）第3条の規定による印鑑の登録の申請とカードの交付の申請を同時に行うときは、☐いせ市民カード交付申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号登録（変更）申請書（様式第3号）により、自ら市長に申請しなければならない。

第5条第2項中「照会書」を「照会書（様式第4号）」に、「回答書」を「回答書（様式第4号）」に、「持参させるか、申請者が疾病その他やむを得ない事由により、自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人に持参させることにより行わなければならない。なお、代理人は、代理人自身の本人推定書類も提示しなければならない」を「持参させることにより行わなければならない」に改め、同項ただし書中「又は代理人」を削り、同条第3項中「申請の受理を取り消す」を「申請を無効とする」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「いずれかの方法」を「いずれかの書類」に改め、同項第2号中「保証された書面」を「証する保証書（様式第5号）」に改め、同条第5項

中「又は代理人」を削る。

第6条第1項ただし書を削り、同条第4項中「伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号。以下「印鑑条例」という。）」を「印鑑条例」に改める。

第7条の見出し中「又は登録原票記載事項証明書」を削り、同条第1項中「、若しくは自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る登録原票記載事項証明書」を削り、同条第2項中「又は登録原票記載事項証明書」を削る。

第8条を削る。

第9条中「いせ市民カード亡失届」を「☐いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届 ☐いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号廃止申請書（様式第6号）」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「いせ市民カード廃止申請書」を「☐いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届 ☐いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号廃止申請書（様式第6号）」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「死亡し、又は氏名、氏若しくは名を変更したとき」を「死亡したとき」に、「いせ市民カード抹消通知書」を「いせ市民カード抹消通知書（様式第7号）」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

3 市長は、兼用カードの交付を受けている者の印鑑の登録を印鑑条例

第13条の規定により抹消したときは、カードも抹消するものとする。

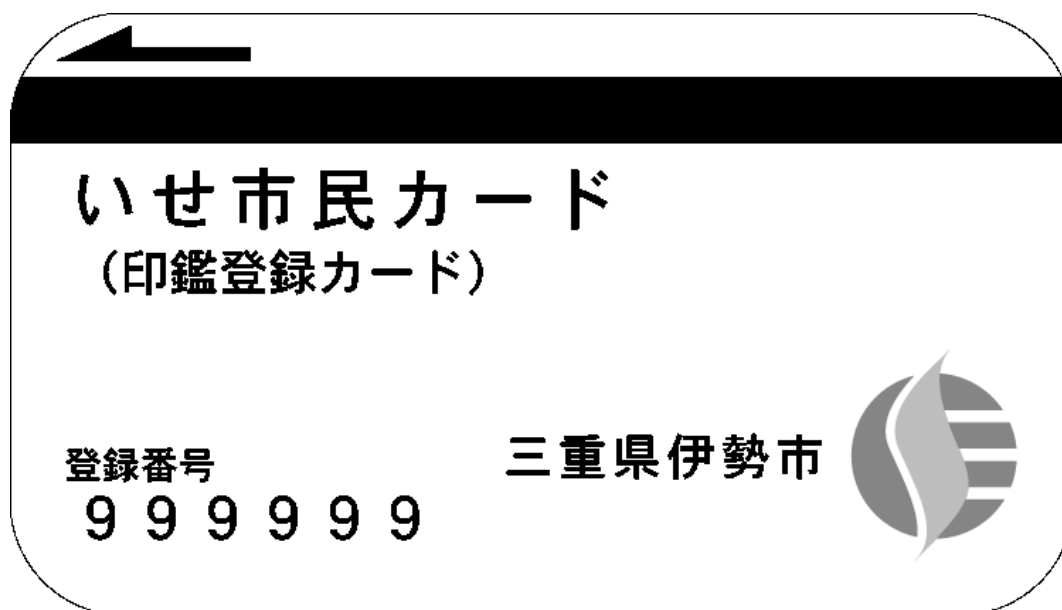
第12条第1項中「いせ市民カード暗証番号変更申請書に」を「☐いせ市民カード交付申請書 ☐印鑑登録カード暗証番号登録申請書 ☐いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書に、印鑑条例第3

条の規定による印鑑の登録の申請と登録を受けた暗証番号の変更を同時に行うときは、□いせ市民カード交付申請書 □いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号登録（変更）申請書に、それぞれ」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条及び第16条を削る。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

（表）



（裏）

注意事項

- 1 このカードにより、自動交付機で住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けることができます。ただし、暗証番号が必要です。また、暗証番号は他人に知られないように注意してください。
- 2 窓口で印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、必ずこのカードと窓口に来た方の本人確認書類を提示してください。
- 3 このカードを紛失したり、盗難にあわれたり、その他の事故が発生したときは、直ちに市役所へ届け出てください。
- 4 改印、転出、死亡等でこのカードを廃止するときは、このカードを市役所へお返しください。
- 5 このカードを折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

本人識別欄

伊勢市役所（担当課名）（電話番号）

様式第2号（第4条、第11条関係）

- ☐ いせ市民カード交付申請書
☐ 印鑑登録カード暗証番号登録申請書
☐ いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号変更申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者

住所 伊勢市

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

性別 男 ・ 女

住民票用

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

印鑑登録証明書用（印鑑登録してある方のみ記入）

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

本人の確認

- ☐ 免許証
☐ パスポート
☐ 在留カード
☐ 特永証
☐ 住基カード（写真付き）
☐ 回答書

（ 保・介・医・口質 ）
（ ）

☐ その他（ ）

確認者

申請理由（暗証番号変更申請の方のみ記入してください。）

- ☐ 暗証番号を忘れたため
☐ 暗証番号を第三者に知られたため
☐ その他（ ）

登録番号

受 領 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

いせ市民カード（印鑑登録カード）（登録番号 ）
を受領しました。

住所

氏名

連絡先

電話（ ）

（☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ 携帯 ）

照会書発送

・

回答期限日

・

登録番号入力日

・

交付日

・

様式第3号（第4条、第11条関係）

☐ いせ市民カード交付申請書
☐ いせ市民カード（印鑑登録カード）暗証番号登録（変更）申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者
住 所 伊勢市
フリガナ
氏 名
生年月日 年 月 日
性 別 男 ・ 女

住民票用

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

印鑑登録証明書用（印鑑登録してある方のみ記入）

暗証番号				
------	-------------	-------------	-------------	-------------

本人の確認

☐ 免許証
☐ パスポート
☐ 在留カード
☐ 特永証
☐ 住基カード（写真付き）
☐ 回答書

（保・介・医・口質）
（ ）

☐ その他（ ）

確認者

登録番号

照会書発送

・

回答期限日

・

登録番号入力日

・

様式第4号（第5条関係）

様

照 会 書

年 月 日あなたのいせ市民カード交付申請を受け付けました。申請に相違なければ、御本人が下の回答書に署名・押印し、下記の回答期限までに申請された事務所（下記事務所）へ保険証等あなた御自身しか所持できないと思われる書類とともに持参してください。

記

1 回答期限 年 月 日

2 持参事務所

* この期限までに回答がない場合は、申請が無効となりますので、御注意ください。

年 月 日

伊勢市長

印

回 答 書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

照会のありました、いせ市民カード交付申請は私の意思に相違ありません。

住 所
氏 名

様式第5号（第5条関係）

保 証 書		年 月 日
(宛先) 伊勢市長		
別紙のいせ市民カード交付申請者 氏名 住所 氏 名 印鑑登録番号		は本人であることを保証します。 登録してある印鑑 保証人印影照合済

◆ この書面は、保証人となる本人が全て記入・押印してください。

様式第6号（第8条、第9条関係）

- ☐ いせ市民カード（印鑑登録カード）亡失届
☐ いせ市民カード（印鑑登録）廃止申請書
☐ 印鑑登録カード暗証番号廃止申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請（届出）します。

年 月 日

申請者

住 所 伊勢市

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

* 代理人による申請のときは記入してください。

代 理 人 住 所
氏 名

代理の方に印鑑登録の廃止を依頼される方へ

- いせ市民カード（印鑑登録カード・印鑑登録手帳）をお持ちの場合
いせ市民カード（印鑑登録カード・印鑑登録手帳）を代理の方にお預けください。
- カード・手帳を紛失された場合
この用紙の下欄「代理権授与通知書」を、登録者本人が記入・押印の上、登録印とともに代理の方にお預けください。
- カード、手帳、登録印ともに紛失された場合
窓口で御相談ください。

代 理 権 授 与 通 知 書

代 理 人 住 所
氏 名

上記の者を代理人として、申請権限を委任しましたので通知します。

登録印鑑

（宛先）伊勢市長

本 人 住 所
氏 名

申請理由	
☐ 印鑑	☐ 登録カード（証）
☐ 紛失	☐ 盗難 ☐ 破損
☐ 改印	☐ その他（ ）

印鑑登録カード回収
☐ 有 ☐ 無

処 理 日
・ ・

登録番号	
------	--

抹 消 通 知 日
・ ・

本人の確認
☐ 免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 特永証
☐ 住基カード（写真付き）
☐ その他（郵送 ）

確認者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに、改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定により交付を受けた印鑑登録カードについては、なおその効力を有する。

- 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式による申請書等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日の前日までに、この規則による改正前の伊勢市市民カードに関する規則の規定により交付を受けたカードについては、なおその効力を有する。

- 6 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市市民カードに関する規則に定める様式による申請書等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市上下水道企業職員の給与の臨時特例に関する規程を次のように定

める。

平成25年 7 月26日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第9号

伊勢市上下水道企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の規定に基づき支給する給与の特例を定めるものとする。

(給与の特例)

第2条 特例期間においては、伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第13号）第3条の規定の適用については、同条中「伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）」とあるのは、「伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）、伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年伊勢市条例第22号）、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）、伊勢市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則（平成25年伊勢市規則第22号）」とする。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与の臨時特例に関する規程を次のように定める。

平成 25 年 7 月 26 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 5 号

伊勢市病院企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年病院事業管理規程第 16 号。以下「給与規程」という。）等の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 特例期間においては、給与規程第 3 条に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（同条第 2 号の適用を受ける職員にあっては、給与規程第 2 条の規定により例によるとされる伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 45 号）の適用を受ける職員に対し伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）附則第 7 項の規定により給料として支給される額を、給与規程第 3 条第 3 号の規定の適用を受ける職員にあっては、同規程附則第 5 項の規定による差額に相当する額を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
病院企業一般職 給料表	3 級以下	100 分の 3.5
	4 級及び 5 級	100 分の 5.6

	6 級以上	100 分の 7.1
病院企業技能労 務職給料表	3 級以下	100 分の 3.1
	4 級以上	100 分の 4.96
病院企業医療職 給料表	1 級	100 分の 3.5
	2 級	100 分の 5.6
	3 級以上	100 分の 7.1

(伊勢市職員給与条例等の例による事項の特例)

第 3 条 特例期間においては、給与規程第 2 条の規定の適用については、同条中「伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）」とあるのは「伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。）、伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 22 号）」と、「及び伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 45 号）」とあるのは「、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 45 号）及び伊勢市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則（平成 25 年伊勢市規則第 号）」とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 72 号

平成 25 年 7 月 10 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正

予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

平成 2 5 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 5 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7 2，4 3 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 8，3 6 2，1 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		980,484	5,294	985,778
	1 負 担 金	980,484	5,294	985,778
15 国庫支出金		5,974,194	122,540	6,096,734
	2 国庫補助金	1,273,670	122,540	1,396,210
16 県支出金		2,743,208	13,022	2,756,230
	2 県補助金	922,215	13,022	935,237
20 繰越金		50,000	25,609	75,609
	1 繰越金	50,000	25,609	75,609
21 諸収入		498,090	300	498,390
	5 雑 入	478,937	300	479,237
22 市 債		7,272,500	△239,200	7,033,300
	1 市 債	7,272,500	△239,200	7,033,300
歳 入 合 計		48,434,562	△72,435	48,362,127

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,379,854	△21,873	4,357,981
	1 総務管理費	3,384,516	△21,873	3,362,643
3 民 生 費		16,403,886	191,037	16,594,923
	1 社会福祉費	3,979,681	154,902	4,134,583
	2 老人福祉費	3,774,992	19,804	3,794,796
	3 児童福祉費	6,162,505	15,386	6,177,891
	4 生活保護費	2,399,391	945	2,400,336
4 衛 生 費		4,483,191	79,203	4,562,394
	1 保健衛生費	2,689,619	79,203	2,768,822
6 農林水産業費		3,235,067	△170,854	3,064,213
	1 農 業 費	3,120,569	△172,654	2,947,915
	3 水産業費	77,988	1,800	79,788
9 土 木 費		6,238,263	△275,851	5,962,412
	2 道路橋梁費	1,427,106	20,580	1,447,686
	5 都市計画費	3,838,816	△283,924	3,554,892
	6 住 宅 費	218,033	△12,507	205,526
10 消 防 費		2,836,491	△116,580	2,719,911
	1 消 防 費	2,836,491	△116,580	2,719,911
11 教 育 費		3,782,379	242,483	4,024,862
	2 小学校費	649,889	87,697	737,586
	3 中学校費	519,299	39,302	558,601
	5 社会教育費	581,508	113,984	695,492
	6 保健体育費	936,196	1,500	937,696
歳 出 合 計		48,434,562	△72,435	48,362,127

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
子ども・子育て支援事業計画策定支援等 業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 26 年度	1, 8 9 0
地域防災計画等改訂業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 26 年度	4, 5 0 0

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	76,900	証書借入 又は 証券発行	5. 0 %以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2, 4 5 3, 0 0 0	2, 1 6 2, 0 0 0
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	3 5, 9 0 0	1 6, 6 0 0
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	1 8, 4 0 0	1 2, 6 0 0

平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成25年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 98,245 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 98,245 千円で補てんするものとする。）（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	458,370	64,876	523,246
第6項	他会計補助金	0	64,876	64,876

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	556,615	64,876	621,491
第1項	建設改良費	440,800	64,876	505,676

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり補正する。（単位：千円）

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
医療情報システム	200,000	△ 65,000	135,000
ホロミウムヤグレーザーシステム	12,000	600	12,600
治療用X線シミュレーター	48,000	12,000	60,000
血液ガス分析装置	8,000	△ 2,500	5,500
デジタルマンモ撮影装置	25,000	17,500	42,500
多人数用透析液供給装置	8,000	400	8,400
結石破碎装置	0	25,000	25,000
内視鏡システム	0	12,000	12,000

（重要な資産の取得）

第4条 予算第11条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

種類	名称	数量
器械備品	結石破碎装置	一式

平成 25 年度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）

（総 則）

第 1 条 平成 25 年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 平成 25 年度伊勢市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のように加える。

事 項	期 間	限度額（単位 千円）
水道料金納入通知書等 作成業務委託	自 平成 25 年度 至 平成 27 年度	22,000

伊勢市告示第73号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年 7 月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

平成25年 7 月18日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

吹上 2（吹上 2 丁目）

4 調査期間

平成25年 7 月23日から平成26年 3 月31日

伊勢市告示第 74 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

通町自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うとともに、解散した「社団法人 通町月中会」の事業を継承し、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 関係行政機関または諸団体からの委任事業の実施または事業の協力
- (2) 生活環境の整備改善
- (3) 伝統行事である祭礼、式典、行事の実施
- (4) 防災対策に関すること
- (5) 会員相互の連携の強化を図る親睦行事
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市通町全域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市通町 1339 番地（通町公民館内）に置く。

5 代表者の氏名及び住所

森本 幸生

伊勢市通町 1339 番地 2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 25 年 7 月 16 日

10 租税特別措置法施行令（昭和 32 年法令第 43 号）第 44 条の 2 第 1 項に規定する総務大臣が定める基準を満たしている事由

(1) 規約に定める目的に、解散した社団法人通町月中会の事業を承継する旨の定めがあり、また、社団法人通町月中会の事業内容と同一性が認められること。

(2) 規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。

(3) 規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配は行わない旨の定めがあること。

11 社団法人通町月中会から継承した財産の種類及び数量

なし

伊勢市告示第 75 号

道路法第 44 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり違法放置物件を保管したので公示します。

平成 25 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	784
名 称 又 は 種 類	石灯籠（石材、灯籠のうち傘及び火袋部分）
保 管 物 件 の 形 状	傘及び火袋
保 管 物 件 の 数 量	各 1 基
放置されていた場所	伊勢市岩渕 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上
除 去 し た 日	平成 25 年 6 月 12 日
保 管 を 始 め た 日	平成 25 年 6 月 12 日
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫
問 合 わ せ 先	伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 76 号

道路法第 44 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり違法放置物件を保管したので公示します。

平成 25 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	789
名 称 又 は 種 類	石灯籠（石材及び灯籠）
保 管 物 件 の 形 状	8 尺
保 管 物 件 の 数 量	1 基
放置されていた場所	伊勢市岩渕 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上
除 去 し た 日	平成 25 年 6 月 12 日
保 管 を 始 め た 日	平成 25 年 6 月 12 日
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫
問 合 わ せ 先	伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 77 号

道路法第 44 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり違法放置物件を保管したので公示します。

平成 25 年 7 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	800
名 称 又 は 種 類	石灯籠（石材及び灯籠）
保 管 物 件 の 形 状	8 尺
保 管 物 件 の 数 量	1 基
放置されていた場所	伊勢市岩渕 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上
除 去 し た 日	平成 25 年 5 月 18 日
保 管 を 始 め た 日	平成 25 年 5 月 18 日
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫
問 合 わ せ 先	伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市公告第 44 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町明野	アメリカン コッカース パニエル	薄茶	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 7 月 17 日

3 抑留期限 平成 25 年 7 月 24 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 45 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第4号

平成24年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年7月19日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	山根	隆司

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
交通政策課	（１）自転車交通安全啓発用パンフレットの支出事務において、正式な見積書、請書が添付されていなかったため、適正に事務処理をされた。	「措置済み」 伊勢市交通安全都市推進協議会及び伊勢度会地区交通安全対策協議会の支出事務においては、伊勢市会計規則等の規定に準じ事務処理を行うよう改善済みです。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
小俣総合支所生活福祉課	（１）合同会館使用料の書類が、歳入福祉事業・調定決議書、調定決議書（合同会館）の２種類の簿冊に綴られていた。同じ種類の書類については統一し、伊勢市文書管理規程に基づき適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 同じ内容の簿冊が２種類ありましたので、「歳入福祉事業」という簿冊に統一し、合同会館使用料の書類も上記簿冊に綴るよう修正しました。

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
学校教育課	（１）就学指導委員会の経理事務について、収入伝票の起票のないものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 是正し、適正に事務処理を行っています。
生涯学習・スポーツ課	（１）お伊勢さんマラソンの手持現金について、処理されないまま金庫に保管されていたものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 手持現金については、現金出納簿により管理を行っていますが、大会の準備において、現金を通帳から出金した際は、必要とする支払い（消耗品の購入等）を終えた後は、残った手持現金（残金）をすぐに通帳に戻すようにします。また、大会終了後も速やかに手持現金を通帳に戻すようにし

		ます。
	(2) 伊勢市スポーツ推進委員会のつり銭戻しにおいて、戻入決議書が作成されていないものが見受けられたので、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 いせスポーツフェスティバルの開催日を中心に、緊急時対応等のために手持現金を持つことがあります、必要とする支払いを終えた後は、速やかにつり銭を通帳に戻すようにします。また、現金管理する出納簿も担当者が頻繁にチェックし、つり銭を残さないようにします。
文化振興課	(1) 伊勢美術展覧会運営委員会の経理事務について、収入伝票の起票のないものが見受けられたため、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 収入伝票は、遡及作成して事務処理を行いました。 今後は、収入の都度、収入伝票を作成し、決裁を行うようにいたします。
教育研究所	(1) 備品で購入すべき iPad(タブレット端末)を消耗品費で購入しているもの、備品登録漏れなどが見受けられた。また、iPad(タブレット端末)を学校単位で購入しているものが見受けられたが、インターネットに接続できる端末の購入については、情報漏えい等防止の観点から、教育研究所が一定の基準の下で登録、管理、指導を行うなど、適正な備品の管理に努められたい。	「措置済み」 情報教育研究会が消耗品費で購入したタブレット端末については、本来は備品購入費で支出すべきものである旨と、今後は正しい科目から支出するよう、同研究会に指導しました。 また、登録漏れになっていた備品については、登録しました。 教育系ネットワークに接続して使用する目的で、情報機器を学校備品として購入する場合は、事前に教育研究所と協議し、教育研究所が教育用コンピュータ台帳に登録したうえで、教育研究所の管理下で使用するようにしました。
各小中学校・幼稚園	(1) 郵券については記載漏れなどにより残数が一致しないものが見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。 (2) 学校体育施設開放事業につ	「措置済み」 郵券の記載漏れについては、確認の上、記入し、適正に処理を行いました。 「措置済み」

	いて、登録団体への還付金の支払い関連書類が見当たらないもの、通帳からの出金が領収書の日付より 1 カ月以上遅れているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。 (3) 文書管理については、起案文書の決裁日、施行日及び決裁印の漏れ、処理欄の記載漏れ、計算誤りなどが見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務に努められたい。	登録団体への還付金の支払い関連書類が見当たらないと指摘されたことは、適切に処理できました。 通帳からの出金が遅れているものについては、支払いに遅れが生じないように常に意識し、適正な処理に努めています。 「措置済み」 決裁日等の記載漏れ、決裁印の押印漏れ等を確認し、適正に処理をしました。また計算誤り等については、訂正印を押印し、正しい内容を記載しました。 今後は、チェック体制の強化を図るなど、必要事項に記載漏れ等のないように留意し、適正な事務に努めます。
--	--	---

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
消防本部 総務課	指摘事項 (1) 伊勢市消防本部庁舎用地測量業務委託事業において、成果物の保管についての記載がなかったため、適正に事務処理をされたい。	「措置済み」 伊勢市消防本部庁舎用地測量業務委託事業委託簿冊の先頭に、成果品保管場所を記載したページを追加しました。

財政援助団体等監査

【特定非営利活動法人 まなびの広場】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
特定非営利 活動法人 まなびの広 場	(ア) 駐車場利用料金について、総額については会計日記帳（日計）に記載されていたが、明細となるレシートは駐車場管理室で別管理していたので、レシートについても会計日記帳と一元管理するなど、適正な	「措置済み」 レシートにつきましては、会計日記帳と一元管理に改善をいたしました。

	管理を望むものである。	
--	-------------	--

【株式会社 図書館流通センター】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
所管課 生涯学習・スポーツ課	（ア）指定管理者から報告された事業報告書の中で、生涯学習施設の利用件数についての記載がなかった。今後の報告においては、当該施設の利用件数についても報告を求め、実態の把握に努められたい。 （イ）生涯学習施設利用料については、基本協定において徴収することとなっているが、従来からの経過により徴収できていないのが現状である。所管課は実態を把握した上で、今後指定管理更新時においては基本協定の見直しを行うなど、現状に即して適正な事務処理及び団体への指導に努められたい。	「措置済み」 平成 24 年度分は月別の利用状況を作成、平成 25 年度からの報告には、業務報告書に記載していただいております。 「実施中」 次回指定管理者選定時の仕様書、基本協定書の見直しを行うため、伊勢市立図書館条例（平成 17 年条例第 189 号）第 13 条に基づく利用料金の減免状況の把握を行っております。
株 式 会 社 図 書 館 流 通 セ ン タ ー	（ア）文書の管理に関する規程及び情報公開に関する規程について、基本協定書には別に定めることとなっているが、未整備であったため基本協定書に基づき適切に処理されたい。	「措置済み」 文書の管理に関する規程及び情報公開に関する規程を教育委員会へ提出し、文書管理並びに情報公開の事務処理を行っております。